

## 医師労働時間上限規制開始までの手続き

### 1 要旨

令和6年4月から開始する医師の労働時間上限規制に向けて、医療機関、評価機能、県において取るべき手続きを整理した

### 2 内容

#### (1) 医療機関

- ・令和2～5年度に年960時間超の時間外労働を行う医師がいる時、B・C水準を予定している場合は計画の策定が必要（義務）
- ・令和3年10月～4年9月（P）に医師労働時間短縮計画案を策定。評価機能の評価、県への申請を行う際に、労働時間短縮計画案の添付が必要
- ・B・C水準を予定していない場合は、努力義務
- ・実施した労働時間短縮の取組について評価を受け、県に対し指定申請

#### (2) 評価機能

- ・医療機関における労働時間短縮の取組に対し令和4年度に書面評価を実施。結果を県に通知
- ・評価結果が明らかに悪い医療機関は令和5年度に訪問評価を実施

#### (3) 県

- ・医療機関における時短計画の策定、労働時間短縮の取組を支援
- ・県医療審議会へ意見聴取。分科会、医対協等で詳細を検討
- ・医療機関の水準を決定。評価結果の公表

### 3 スケジュール

時期	主体	内容
令和3年10月～ 4年9月（P）	医療機関	・医師労働時間短縮計画案を作成
令和3年度	国	・評価機能の設立
〃	医療機関	・労働時間短縮の取組
〃	県	・短縮計画策定支援、短縮の取組支援
令和4年度	評価機能	・書面評価実施
令和5年度	医療機関	・B、C水準申請
〃	県	・医療審議会への意見聴取 ※分科会、医対協等で詳細を検討
〃	県	・B、C水準指定、評価結果の公表
〃	医療機関	・ <u>労働時間短縮計画案の成案化</u> ・36協定締結、B水準業務の特定
令和6年4月	医療機関	・時間外上限規制の開始